

■山形県職員の退職管理関係法令（令和7年8月1日現在）

地方公務員法 （昭和25年法律第261号）	山形県職員の退職管理に関する条例 （平成27年12月県条例第53号）	職員の退職管理に関する規則 （平成28年1月県人事委員会規則7－5）	山形県職員の退職管理に関する取扱要綱 （最終改正：令和7年4月1日）
（営利企業への従事等の制限） 第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業（以下この項及び次条第一項において「営利企業」という。）を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。 2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。 第六節の二 退職管理 （再就職者による依頼等の規制） 第三十八条の二 職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下この節、第六十条及び第六十三条において同じ。）であつた者であつて離職後に営利企業等（営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。）をいう。以下同じ。）の地位に就いている者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者を除く。以下「再就職者」という。）は、離職前五年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織（当該執行機関（当該執行機関の附属機関を含む。）の補助機関及び当該執行機関の管理に属する機関の総体をいう。第三十八条の七において同じ。）若しくは議会の事務局（事務局を置かない場合にあつては、これに準ずる組織。同条において同じ。）若しくは特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体の執行機関の組織等」という。）の職員若しくは特定地方独立行政法人の役員（以下「役職員」という。）又はこれらに類する者として人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則。以下この条（第七項を除く。）、第三十八条の七、第六十条及び第六十四条において同じ。）で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と当該営利企業等若しくはその子法人（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二第一項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）との間で締結される売買、	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （再就職者による依頼等の規制） 第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であつて離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。 （任命権者への届出） 第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であつた者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下この条において同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となつた場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。	（趣旨） 第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに山形県職員の退職管理に関する条例（平成27年12月県条例第53号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。 （離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者） 第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。 （子法人） 第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として人事委員会規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。 （退職手当通算法人） 第4条 法第38条の2第2項の人事委員会規則で定める法人は、地方独立行政法人とする。 （退職手当通算予定職員） 第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委	（趣旨） 1 この要綱は、職員の退職管理に関し、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び山形県職員の退職管理に関する条例（平成27年県条例第53号）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。 （定義） 2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）職員 一般職の職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）を除く。） （2）管理又は監督の地位にある職員の職 職員の退職管理に関する規則（平成28年1月県人事委員会規則7－5）第22条に定める職 （3）密接な関係のある営利企業 営利を目的とする企業（以下「営利企業」という。）のうち、県の競争入札参加資格者名簿に登録されているもの又は県が行う許認可や検査等の権限行使の対象となるものをいう。 （密接な関係のある営利企業への再就職の自粛） 3 管理又は監督の地位にある職員の職にあつた者は、離職後2年間は、密接な関係のある営利企業（当該職員が離職前5年間に在職した職の業務に直接の利害関係を有するものに限る。）へ再就職をすることを自粛するものとする。 （再就職をするにあたっての注意） 4 職員は、その職位にかかわらず、離職後に営利企業へ再就職をした場合、当該営利企業の活動において、入札の公平性を損なう行為、職員から不適切な方法で情報を入手する行為その他の県民の不信や誤解を招く行為を行つてはならない。 （再就職状況の公表） 5 管理又は監督の地位にある職員の職にあつた者が離職後2年以内にした再就職の状況については、毎年度、公表するものとする。 附 則 この要綱は、平成19年4月1日以後に退職した職員から適用する。 附 則 改正後のこの要綱は、平成28年4月1日から適用する。 附 則 改正後のこの要綱は、令和5年4月1日から適用する。

貸借、請負その他の契約又は当該営利企業等若しくはその子法人に対して行われる行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第二号に規定する処分に関する事務（以下「契約等事務」という。）であつて離職前五年間の職務に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。 2 前項の「退職手当通算法人」とは、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人その他その業務が地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する法人のうち人事委員会規則で定めるもの（退職手当（これに相当する給付を含む。）に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該法人の役員又は当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定められており、かつ、当該地方公共団体の条例において、当該法人の役員又は当該法人に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の当該法人の役員又は当該法人に使用される者としての勤続期間を当該職員となつた者の職員としての勤続期間に通算することと定められている法人に限る。）をいう。 3 第一項の「退職手当通算予定職員」とは、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて退職手当通算法人（前項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職することとなる職員であつて、当該退職手当通算法人に在職した後、特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち人事委員会規則で定めるものをいう。 4 第一項の規定によるもののほか、再就職者のうち、地方自治法第百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。 5 第一項及び前項の規定によるもののほか、再就職者は、在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人と営利企業等（当該再就職者が現にその地位に就いているものに限る。）若しくはその子法人との間の契約であつて当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行	附 則 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 附 則（令和4年12月23日条例第36号抄） （施行期日） 第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。	員会規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に山形県職員等に対する退職手当支給条例（昭和28年10月県条例第26号）の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。 （内部組織の長に準ずる職） 第6条 法第38条の2第4項の地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 （1）山形県人事委員会規則4－1（職員の任用に関する規則）（以下「規則4－1」という。）別表第1職級1の欄に掲げる職（知事部局の本庁の部長を除く。） （2）県立の大学の学長 （3）山形県警察本部長及び警察本部の部長（地方警務官である場合には、特定地方警務官に限る。） （内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者） 第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職（以下この条において「内部組織の長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。 （在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者） 第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。 （地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務） 第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものは、地方独立行政法人が行う業務	附 則 改正後のこの要綱は、令和7年4月1日から適用する。
--	--	---	--

政法人においてその締結について自らが決定したもの又は当該地方公共団体若しくは当該特定地方独立行政法人による当該営利企業等若しくはその子法人に対する行政手続法第二条第二号に規定する処分であつて自らが決定したものに關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。 6 第一項及び前二項の規定（第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）は、次に掲げる場合には適用しない。 一 試験、検査、検定その他の行政上の事務であつて、法律の規定に基づく行政庁による指定若しくは登録その他の処分（以下「指定等」という。）を受けた者が行う当該指定等に係るもの若しくは行政庁から委託を受けた者が行う当該委託に係るものを遂行するために必要な場合、又は地方公共団体若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する業務として人事委員会規則で定めるものを行うために必要な場合 二 行政庁に対する権利若しくは義務を定めている法令の規定若しくは地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人との間で締結された契約に基づき、権利を行使し、若しくは義務を履行する場合、行政庁の処分により課された義務を履行する場合又はこれらに類する場合として人事委員会規則で定める場合 三 行政手続法第二条第三号に規定する申請又は同条第七号に規定する届出を行う場合 四 地方自治法第二百三十四条第一項に規定する一般競争入札若しくはせり売りの手続又は特定地方独立行政法人が公告して申込みをさせることによる競争の手続に従い、売買、貸借、請負その他の契約を締結するために必要な場合 五 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報の提供を求める場合（一定の日以降に公にすることが予定されている情報を同日前に開示するよう求める場合を除く。） 六 再就職者が役職員（これに類する者を含む。以下この号において同じ。）に対し、契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として人事委員会規則で定める場合において、人事委員会規則で定める手続により任命権者の承認を得て、再就職者が当該承認に係る役職員に対し、当該承認に係る契約等事務に關し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼する場合 7 職員は、前項各号に掲げる場合を除き、再就職者から第一項、第四項又は第五項の規定（次項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたとき（地方独立行政法人法第五十条の二において準用する第一項、第四項又は第五項の規定（同条において準用する次項の規定		とする。 （行政庁等への権利行使等に類する場合） 第10条 法第38条の2第6項第2号の人事委員会規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。 （再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合） 第11条 法第38条の2第6項第6号の人事委員会規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として人事委員会が定めるものを受ける契約に關する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に關するものである場合とする。 （再就職者による依頼等の承認の手続） 第12条 法第38条の2第6項第6号の承認を得ようとする再就職者は、別記様式第1号を任命権者に提出しなければならない。 （再就職者による依頼等の届出の手続） 第13条 法第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、別記様式第2号を人事委員会に提出して行うものとする。 （法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長に相当する職） 第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。 (1) 規則4－1別表第1職級2の欄に掲げる職 (2) 規則4－1別表第1職級3の欄に掲げる職のうち次に掲げるもの イ 知事部局の本庁及び総合支庁に置かれる職並びに総合支庁を除く出先機関の長 ロ 労働委員会事務局に置かれる職 ハ 収用委員会事務局に置かれる職 ニ 議会事務局に置かれる職 ホ 選挙管理委員会事務局に置かれる職 ヘ 監査委員事務局に置かれる職 ト 人事委員会事務局に置かれる職 チ 海区漁業調整委員会事務局に置かれる職 リ 内水面漁場管理委員会に置かれる職 ヌ 教育委員会の教育庁本庁に置かれる職及び教育機関の長	
---	--	--	--

に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）により禁止される要求又は依頼を受けたときを含む。）は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定めるところにより、人事委員会又は公平委員会にその旨を届け出なければならない。 8 地方公共団体は、その組織の規模その他の事情に照らして必要があると認めるときは、再就職者のうち、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものに離職した日の五年前の日より前に就いていた者について、当該職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員又はこれに類する者として人事委員会規則で定めるものに対し、契約等事務であつて離職した日の五年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後二年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならないことを条例により定めることができる。 （違反行為の疑いに係る任命権者の報告） 第三十八条の三 任命権者は、職員又は職員であつた者に前条の規定（同条第八項の規定に基づく条例が定められているときは、当該条例の規定を含む。）に違反する行為（以下「規制違反行為」という。）を行つた疑いがあると思料するときは、その旨を人事委員会又は公平委員会に報告しなければならない。 （任命権者による調査） 第三十八条の四 任命権者は、職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料して当該規制違反行為に関して調査を行おうとするときは、人事委員会又は公平委員会にその旨を通知しなければならない。 2 人事委員会又は公平委員会は、任命権者が行う前項の調査の経過について、報告を求め、又は意見を述べることができる。 3 任命権者は、第一項の調査を終了したときは、遅滞なく、人事委員会又は公平委員会に対し、当該調査の結果を報告しなければならない。 （任命権者に対する調査の要求等） 第三十八条の五 人事委員会又は公平委員会は、第三十八条の二第七項の届出、第三十八条の三の報告又はその他の事由により職員又は職員であつた者に規制違反行為を行つた疑いがあると思料するときは、任命権者に対し、当該規制違反行為に関する調査を行うよう求めることができる。 2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により行われる調査について準用する。		ル 警察本部に置かれる職 ヲ 企業局の本局に置かれる職及び事務所長 ワ 病院事業局の本局に置かれる職 (3) 規則 4－1 別表第 2 職級 1 （警察本部の部長を除く。）及び職級 2 の欄に掲げる職並びに職級 3 の欄に掲げる職のうち警察本部に置かれる職及び警察署長 (4) 規則 4－1 別表第 3 職級 1 の欄に掲げる職 (5) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長 (6) 県立の大学の学部長、学科長、学生部長、図書館長及びセンター長 (7) 特定地方警務官である首席監察官及び警察署長 （部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者） 第15条 法第38条の 2 第 8 項の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職（以下この条において「部課長等の職」という。）に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。 （離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者） 第16条 法第60条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。 （内部組織の長に準ずる職） 第17条 法第60条第 5 号の地方自治法第158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、第 6 条に定めるものとする。 （内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者） 第18条 法60条第 5 号の地方自治法第158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第 7 条に定めるものとする。 （在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属す
--	--	--

(地方公共団体の講ずる措置) 第三十八条の六 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。 2 地方公共団体は、第三十八条の二の規定の円滑な実施を図り、又は前項の規定による措置を講ずるため必要と認めるときは、条例で定めるところにより、職員であつた者で条例で定めるものが、条例で定める法人の役員その他の地位であつて条例で定めるものに就こうとする場合又は就いた場合には、離職後条例で定める期間、条例で定める事項を条例で定める者に届け出させることができる。 (廃置分合に係る特例) 第三十八条の七 職員であつた者が在職していた地方公共団体（この条の規定により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体とみなされる地方公共団体を含む。）の廃置分合により当該職員であつた者が在職していた地方公共団体（以下この条において「元在職団体」という。）の事務が他の地方公共団体に承継された場合には、当該他の地方公共団体を当該元在職団体と、当該他の地方公共団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局で当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局に相当するものの職員又はこれに類する者として当該他の地方公共団体の人事委員会規則で定めるものを当該元在職団体の執行機関の組織若しくは議会の事務局の職員又はこれに類する者として当該元在職団体の人事委員会規則で定めるものと、それぞれみなして、第三十八条の二から前条までの規定（第三十八条の二第八項の規定に基づく条例が定められているときは当該条例の規定を含み、これらの規定に係る罰則を含む。）並びに第六十条第四号から第八号まで及び第六十三条の規定を適用する。		る役職員に類する者) 第19条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。 (部長又は課長に相当する職) 第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。 (部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者) 第21条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として人事委員会規則で定めるものは、第15条に定めるものとする。 (管理又は監督の地位にある職員の職) 第22条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。 (1) 規則4－1別表第1職級1、職級2及び職級3の欄に掲げる職（市町村立学校に置かれる職を除く。） (2) 規則4－1別表第2職級1、職級2及び職級3の欄に掲げる職 (3) 規則4－1別表第3職級1の欄に掲げる職及び病院の副院長 (4) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長 (5) 県立の大学の学長、学部長、学科長、学生部長、図書館長及びセンター長 (任命権者への再就職の届出を要しない場合) 第23条 条例第3条の人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合 (2) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合 (任命権者への再就職の届出) 第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、別記様式第3号により離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。 2 条例第3条の人事委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 氏名 (2) 生年月日	
--	--	---	--

		(3) 離職時の職 (4) 離職日 (5) 再就職日 (6) 再就職先の名称 (7) 再就職先の業務内容 (8) 再就職先における地位 附 則 (施行期日) 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 第6条の規定にかかわらず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長である山形県教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）は、法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。 3 第17条の規定にかかわらず、旧教育長は、法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職とする。 4 第22条の規定にかかわらず、旧教育長は、条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職とする。 附 則（平成30年4月1日人委規則7－5） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正後の第22条第3号の規定は、この規則の施行の日以後に離職した者について適用し、同日前に離職した者については、なお従前の例による。 附 則（令和3年11月26日人委規則6－1） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。 附 則（令和5年2月21日人委規則4－3抄） (施行期日) 第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (山形県人事委員会規則5－1の一部改正に伴う経過措置) 第5条 一略一 (山形県人事委員会規則7－5の一部改正に伴う経過措置) 第12条 一略一 附 則（令和5年4月1日人委規則7－5） この規則は、公布の日から施行する。	
--	--	--	--

		附 則（令和6年4月1日人委規則7－5） この規則は、公布の日から施行する。 別記 様式第1号 ー略ー 様式第2号 ー略ー 様式第3号 ー略ー	
--	--	---	--